

○弘前市議会議員全員協議会要綱

平成26年8月25日
弘前市議会告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、弘前市議会会議規則（平成18年弘前市議会規則第1号）第166条に規定する議員全員協議会（以下「全員協議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 全員協議会は、全議員をもって構成する。

(招集)

第3条 議長は、必要があると認めるときは、全員協議会を招集する。ただし、一般選挙後、議長が選挙されるまでの間は、議会事務局長が招集するものとする。

(議長の職務)

第4条 議長は、全員協議会の議事を整理し、秩序を保持する。

(議長の職務代行)

第5条 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

2 議長及び副議長とともに事故があるとき又はともにないときは、年長の議員が議長の職務を行う。

(出席要求)

第6条 全員協議会は、必要と認めるときは市長その他関係者の出席を求めて、その説明、意見等を聴き、又は質疑を行うことができる。

(傍聴及び記録)

第7条 全員協議会の傍聴及び記録については、弘前市議会委員会条例（平成18年弘前市条例第221号）の例による。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、全員協議会に関し必要な事項は、議長が会派の代表者に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月25日から施行する。